省　令

○法務省令第三号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

法務大臣　千葉　景子

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の四項を加える。

3　さいたま地方法務局熊谷支局管内埼玉県深谷市前小屋及び二ツ小屋に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、前橋地方法務局太田支局で取り扱わせる。

4　さいたま地方法務局熊谷支局管内埼玉県深谷市前小屋及び二ツ小屋に属する地域内の商業登記の事務は、前橋地方法務局で取り扱わせる。

5　さいたま地方法務局久喜支局管内埼玉県北埼玉郡騎西町に属する地域（平成二十二年三月一日に同県北埼玉郡騎西町から編入された地域に限る。）内の登記事務は、さいたま地方法務局鴻巣出張所で取り扱わせる。

6　さいたま地方法務局鴻巣出張所管内埼玉県鴻巣市に属する地域（平成二十二年三月一日に同県北埼玉郡騎西町から編入された地域に限る。）内の登記事務は、さいたま地方法務局久喜支局で取り扱わせる。

第六条の二第二項中「太田支局」の下に「（群馬県太田市大舘町に属する地域（平成二十二年三月一日に埼玉県深谷市から編入された地域に限る。）を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前橋地方法務局太田支局管内群馬県太田市大舘町に属する地域（平成二十二年三月一日に埼玉県深谷市から編入された地域に限る。）内の登記事務は、さいたま地方法務局熊谷支局で取り扱わせる。

附　則

この省令は、平成二十二年三月一日から施行する。

○法務省令第四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

法務大臣　千葉　景子

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

次のように改正する。

別表秋田地方法務局の部大曲支局の款同支局の項管轄区域欄中「大仙市」を「大仙市（大曲支局の所管区域に限る。）」に改め、同款角館出張所の項を削る。

別表東京法務局の部同法務局の款同法務局の項中「小笠原村」を「小笠原村（父島出張所、新島出張所、三宅島出張所及び八丈島出張所の項を削る。

同表大島出張所、新島出張所、三宅島出張所及び八丈島出張所の項を削る。

別表宇都宮地方法務局の部栃木支局の款同支局の項中「大平町　藤岡町　岩舟町　都賀町」を「岩舟町」に改める。

別表さいたま地方法務局の部久喜支局の款同支局の項中「北埼玉郡」を削り、「白岡町　菖蒲町」を「白岡町」に改め、「北葛飾郡の内　栗橋町　鷲宮町」を削る。

別表新潟地方法務局の部長岡支局の款同支局の項中「北魚沼郡」を削る。

別表甲府地方法務局の部鰍沢支局の款同支局の項中「鰍沢町」を「富士川町」に改める。

別表静岡地方法務局の部浜松支局の款同支局の項中「浜名郡」を削り、同部富士支局の款富士宮出張所の項中「富士郡」を削る。

別表名古屋法務局の部津島支局の款同支局の項中「弥富市」を「弥富市（あま市」に改める。

別表富山地方法務局の部高岡支局の款同支局の項中「（射水出張所の管轄に属する地域を除く。）」を削り、「氷見市」を「氷見市　射水市」に改め、同款射水出張所の項を削る。

別表福井地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項管轄区域欄中「福井市」を「福井市　大野市　勝山市」に改め、同部大野支局の款を削る。

別表松江地方法務局の部浜田支局の款同支局の項中「江津市」を「江津市　邑智郡」に改め、同部川本支局の款を削る。

別表松山地方法務局の部八幡浜支局の款を削り、同部大洲支局の款同支局の項管轄区域欄中「大洲市」を「八幡浜市　大洲市」に、「喜多郡」を「喜多郡　西宇和郡」に改める。

別表熊本地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「（熊本南出張所の管轄に属する地域を除く。）」を削り、同款熊本南出張所の項を削り、同部山鹿支局の款同支局の項中「鹿本郡」を削る。

別表宮崎地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「宮崎郡」を削る。

別表鹿児島地方法務局の部霧島支局の款同支局の項中「伊佐市」を「伊佐市　姶良市」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　削除

第二条第二項中「及び厚木支局」を「、厚木支局及び大和出張所」に改める。

第三条第五項中「北埼玉郡騎西町」を「加須市」に改める。

第六条の二中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第八条中「上田支局、飯山支局及び佐久支局」を「松本支局、上田支局、大町支局、飯山支局、佐久支局及び木曽支局」に改める。

第十七条第二項中「熱田出張所」を「一宮支局、春日井支局、熱田出張所」に改め、同条第三項中「登記事務」の下に「（商業登記の事務を除く。）」を加える。

第二十二条第一項を削り、同条第二項中「魚津支局」を「高岡支局、魚津支局」に改め、同項を同条とする。